

定 款

一般社団法人 建築設備綜合協会

東京都港区5丁目26番20号 建築会館

平成23年5月19日改正

平成26年5月21日改正

平成29年5月24日改正

平成30年5月23日改正

一般社団法人 建築設備総合協会 定款

平成23年5月19日改正
平成26年5月21日改正
平成29年5月24日改正
平成30年5月23日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人建築設備総合協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都市、建築物における計画、構造、設備、機器、材料、施工、管理等の建築及び設備の総合的進歩、発展に関する事業を行い、社会の発展と公共の福祉の向上に寄与すること、および会員相互の研鑽を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査研究と技術の普及啓発
- (2) 研究発表会の開催
- (3) 講演会、講習会、見学会、展示会の開催
- (4) 雑誌及び図書の刊行
- (5) 顕彰事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の三種をもって構成する。

- (1) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体とし、業種により一般法人会員と特別法人会員からなる。
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 推薦会員 この法人の事業を後援する学識・経験があり、理事会の承認を得た者

2 前項の会員の内、法人会員および個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律（以下「一般社団・一般財団法」という）上の社員とする。

3 一般法人会員と特別法人会員の分類は別途理事会で定める。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の法人会員及び個人会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、承認されねばならない。

2 この法人の推薦会員は、別に定める推薦手続きにより理事会で承認されねばならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、法人会員及び個人会員は、理事会において別に定める会費を毎年支払う義務を負う。

（退会）

第8条 法人会員及び個人会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 推薦会員にあつては本人または本人の代理人の申し出により退会は任意とする。

（除名、推薦取り消し）

第9条 法人会員及び個人会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 推薦会員の推薦取り消し手続きについては理事会において別に定める。

（資格の喪失及び抛出金品の不返還）

第10条 前2条のほか、法人会員及び個人会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を自動的に喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 法人会員にあつては当該企業が破産宣告、会社更生法申請または解散したとき。
- (3) 個人会員にあつては当該会員が死亡したとき。

2 会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 等

（役員の設定）

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上34名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以上6名以内を副会長とする。

- 3 会長及び副会長以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長及び副会長をもって一般社団・一般財団法上の代表理事とする。
- 5 この法人においては全ての理事を一般社団・一般財団法第91条第1項2号の業務執行理事とし、担当する業務および職務は理事会において別に定める。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、法人会員及び個人会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより会長の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。再任を妨げないが最大4年とする。
- 3 前2項において、理事又は監事が任期途中で退任または第15条により解任された場合、直近の総会における決議までの期間、理事会において、補欠として理事又は監事を選任することができる。

- 4 前項において補欠として選任された理事又は監事が総会において承認・決議された場合、その任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第15条 理事及び監事は、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項にあつて、総会の決議までの期間は理事会の決議により、当該理事又は監事の業務を停止させることができる。

- 3 会長、副会長及び常務理事は職務上の義務違反その他役職としてふさわしくない行為があったときは、理事会の決議によってその役職を解任させることができる。

(報酬及び責任の免除)

第16条 理事及び監事は原則無給とする。但し、理事会で認めた場合、担当する業務に応じて報酬を支払うことができる。

- 2 前項において報酬を支払う場合は、その総額上限を理事会において起案し、総会において決議せねばならない。

- 3 この法人は、役員一般社員・一般財団法人第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件（善意でかつ重大な過失のない場合で特に必要と認めるとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

第17条 この法人に任意の役職として、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

- 2 前項の役職については無給とする。

第4章 会 議

(会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 3 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、法人会員及び個人会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社員・一般財団法人上の社員総会とする。

- 3 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(会議の権限)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定

- (2) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの付属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) その他、一般社団・一般財団法で定められた事項の審議及び決議

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 定款の審議
- (4) その他、この法人の正常な運営に必要な事項の審議及び決議

(会議の開催)

第 21 条 総会は定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合、臨時に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総議決権数の 10 分の 1 以上の議決権を有する法人会員及び個人会員から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定時理事会は原則隔月開催する。
- (2) 臨時理事会は会長又は副会長が必要と認めたとき、又は 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面により請求があったときに開催する。

4 理事会は理事会における審議を補佐するため運営委員会を設置する。

(会議の招集)

第 22 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 理事会及び運営委員会は、会長が招集する。

3 会長が何らかの理由により総会、理事会及び運営委員会を招集できない場合、副会長がこれにあたる。

(会議の議長)

第 23 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 理事会及び運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長が何らかの理由により総会、理事会及び運営委員会に出席できない場合、副会長がこれにあたる。

(会議の議決権)

第 24 条 総会における議決権は、法人会員及び個人会員 1 名につき 1 個とする。

(会議の決議)

第 25 条 総会の決議は、法人会員及び個人会員の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算
- (4) 解散
- (5) その他法令で議決権の3分の2以上と定められた事項

3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(会議における書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない法人会員または個人会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の法人会員または個人会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 27 条 会議の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び副会長ならびに監事は、議事録に記名押印する。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 28 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - イ 会費
 - ロ 寄付金品
 - ハ 事業に伴う収入
 - ニ 財産から生ずる収入
 - ホ その他の収入

(財産の管理)

第 29 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算と事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

4 本条における会長の職務は副会長に分担することができる。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公益団体に贈与するものとする。

3 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配を行うことはできない。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 36 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び事務局長等の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員 は理事会において選任及び解任する。
- 3 事務局長及び職員の給与は理事会において決める。
- 4 事務局長は別途理事会において定めるところにより事務局を統括する。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 補 則

(委任)

第 38 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

以上